

令和3年度神栖市職員採用試験案内  
(第5回：令和3年11月1日採用予定)

1 職種，採用予定人員，勤務場所及び職務

職 種		採用予定人員	勤務場所及び職務
1	任期付職員（事務）	2名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，住民にとって身近な業務（主に窓口，福祉業務，相談業務等）や各種事業の調査，環境整備のほか，パソコン操作を伴う一般行政事務に従事します。
2	任期付短時間勤務職員（事務：障がい者）	2名程度	
3	任期付短時間勤務職員（技能労務：障がい者）	2名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，単純労務や用務に従事します。

※職種2及び3については，併願することができます。

2 任用期間及び勤務形態等

任用期間

令和3年11月1日から令和5年3月31日まで  
ただし，勤務成績等を考慮して，上記任用期間の開始日から起算して最長で3年を超えない範囲で更新する場合があります。

勤務形態等

職種1については原則として週38時間45分（1日7時間45分）勤務，職種2及び3については原則として週31時間（1日7時間45分，週4日勤務）勤務とします。勤務場所，勤務の必要性に応じ，時間外勤務や週休日（土・日曜日），祝祭日勤務もあります。

### 3 受験資格

(1) の資格をすべて有し，(2) の欠格事項のいずれにも該当しない人

(1) 次の①から⑥までのすべてを満たす人

ア 昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

イ 令和3年3月31日までに学校教育法による高等学校以上を卒業した人

ウ 職種2または3（併願の場合を含む）については，次に掲げる手帳等のいずれかの交付を受けていること

・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳（1級から6級）

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳（1級から3級）

・都道府県若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳

・児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

エ 通常の勤務時間（職種1については原則として週37時間45分，職種2及び3については原則として週31時間，いずれの職種も1日7時間45分）に対応できる人

オ 活字印刷文による出題に対応できる人

カ 告示日現在，神栖市任期付職員（短時間勤務を含む）として任用されていない人

(2) 欠格事項

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過していない人

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人

### 4 試験の方法

試験は作文試験及び面接試験により行います。

(1) 試験

試験区分	方 法
作文試験	主として文章構成力・表現力等について試験を行います。
面接試験	個別面接により主として人物について評定を行います。

※新型コロナウイルス感染症予防のため，試験内容が変更となることがあります。

(2) 資格調査

受験資格の有無等について調査します。

## 5 試験日時及び試験会場

職種	区分	試験日時	試験会場
共通	競争試験	<p>令和3年9月18日(土)</p> <p><u>作文試験</u></p> <p>受付開始 午前 8時20分            説明開始 午前 8時50分            試験開始 午前 9時00分            試験終了 午前10時00分</p> <p><u>面接試験</u></p> <p>午前10時10分から受験番号順に実施します(試験時間 15分程度)。            受験申込者の人数により、面接試験日時が変更となる場合があります。</p>	<p>神栖市役所分庁舎</p> <p>※試験会場は変更する場合があります。  <u>受験申込者の人数等により、試験日時、試験会場が変更となる場合は、神栖市ホームページでお知らせします。</u></p>

## 6 試験の棄権

- ・作文試験開始時刻から30分を経過するまでに受付をしなかった場合、受験者は試験会場に入室することができず、棄権したものとして取り扱います。
- ・受験者が作文試験または面接試験のいずれか一方を棄権した場合、試験全体を棄権したものとして取り扱います。

## 7 合格者の発表

区 分	期 日	方 法
試験合格発表	10月上旬頃	市役所前の掲示板及び市ホームページに合格者の受験番号を掲示公開するほか、全員に合否の結果を通知します。

## 8 合格から採用までの経路

合格者は、採用候補者名簿(有効期間1月)に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、原則として令和3年11月1日以降になります。

なお、採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。

「補欠合格者」は、令和3年11月1日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

## 9 試験結果の開示について

開示請求は受験者本人のみとし、希望する場合には、本人が市役所職員課へ直接おいでください。電話、はがき等による開示の請求はできません。

請求ができる人	開示する内容	開示の期間	開示の場所
受験者	総合得点及び順位	合格発表の日から1週間	市役所職員課

## 10 給与

給与は、職員の給与に関する条例，規則に基づき支給されますが，例えば学校卒業直後に採用された場合は，次のとおりです。

	職種	学 歴		
		高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒
給料月額	任期付職員（事務）	154,900円	165,900円	188,700円
	任期付短時間勤務職員 （事務：障がい者）	123,920円	132,720円	150,960円
	任期付短時間勤務職員 （技能労務：障がい者）	122,160円	—	—

(注) 1 このほか，**地域手当（6%）**，**期末手当**，**勤勉手当**が支給されます。また該当者には，**扶養手当**，**住居手当**，**通勤手当**，**時間外勤務手当**等が支給されます（短時間勤務職員については，一部の手当が支給対象外となります）。

2 初任給は，職種ごとに学歴，職歴を加味して決定します。

※上記の内容は，令和3年4月現在のものです，今後の給与改定等により，額が変動する場合や支給される手当が変更になる場合があります。

## 11 受験手続き及び受付期間

### (1) 申込書等の請求

申込書一式は，神栖市ホームページからダウンロードするか，神栖市役所職員課で配付しています。また，郵便でも請求できます。

(郵便で請求する場合)

・封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし，次のことを記載した書面を必ず同封してください。

ア 受験を希望する職種名

イ 氏名，返信先，連絡先（電話番号）

・**140円分の切手を必ず同封**してください。

### (2) 申込受付期間

**令和3年9月1日（水）～令和3年9月14日（火） 午前8時30分から午後5時まで**  
(土曜日・日曜日及び祝日を除きます)

### (3) 提出書類等

- ① 申込書兼受験票 1部（所定の申込書を使用し，写真を1枚必ず貼付してください。**写真は，最近3ヵ月以内に撮影した上半身，脱帽，正面向き縦4cm，横3cm**）
- ② エントリーシート 1部
- ③ 身分証明書 1部（**本籍のある市町村の戸籍担当窓口で発行できる，「身分証明書」という名称の書類です。戸籍や住民票，運転免許証とは異なりますのでご注意ください。**）
- ④ 最終学校の卒業証明書または卒業証書の写し 1部
- ⑤ 健康診断書の写し 1部
- ⑥ 欠格事項照会同意書 1部
- ⑦ 職種2または3（併願の場合を含む）の受験希望者については，「3 受験資格」の項目中，（1）ウのうち自身が該当する手帳等の写し

※③～⑥については、試験当日の提出でもかまいません。試験当日までに提出できない場合は、試験終了後、速やかに提出してください。

(提出書類に関する注意事項)

※ ボールペン(消せるボールペン不可)または万年筆により、自筆で記入してください。

※ 指定された提出書類に不備がある場合は受付できません。

※ 提出し、受付された書類は返却いたしません。

※ 受験料は必要ありません。

#### (4) 申込書類の提出方法

申込書は、神栖市役所本庁職員課へ持参していただくか、郵送によりお申し込みください。インターネットや電子メールによる申込みはできません。

(郵便で提出する場合)

・封筒の表に「受験申込」と朱書きし、「簡易書留」等確実な方法でお送りください。

・申込者に受験票を郵送するため、返信用の封筒(404円分の切手を貼付し、住所・氏名を明記した長3封筒)を同封してください。

※404円分の切手には、簡易書留の料金を含んでいます。

・郵送による申込書類は、9月14日午後5時までに神栖市役所職員課へ到着(必着)したものに限り受付し、申込受付期間を過ぎてから到着したものは、返送します。

(申込書の請求及び送付先)

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市総務部職員課 宛

#### (5) 申込書類の受付後の流れ

受験申込みが受理できましたら、受験申込者に受験票を交付します。試験当日、受験票を忘れずに持参し、試験会場で受付をしてください。

#### (6) 問合せ先

(電話の場合)

・祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

0299-90-1127 (神栖市総務部職員課)

・試験当日

0299-90-1111 (神栖市役所代表番号)

(メールの場合)

以下のメールアドレスまでご連絡ください(件名に、受験番号及び氏名を明記すること)

saiyou@city.kamis.ibaraki.jp

※ 試験当日は、電話にてご連絡ください。

※ 体調不良その他のやむを得ない事情により試験を棄権する場合は、その旨を上記の問合せ先まで必ずご連絡ください。

## 12 その他

任期付職員(短時間勤務を含む)の採用は、任期の定めのない職員の採用とは無関係であり、任期の定めのない職員の採用の際に優先されるものではありません。